平成２８年（フ）第１７３号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地14棟501号
債務者　K’ｓプランニングこと　各務　晃治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４５号
岡山県津山市東一宮70番地６　エルディムはるかぜ105、前住所岡山県津山市志戸部457番地　メゾン弥生Ⅱ　203
債務者　中井　由美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１６２号
香川県高松市屋島東町1616番地２
債務者　藏前　晴之
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６７号
香川県丸亀市綾歌町岡田西1163番地４
債務者　小松由貴子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８６号
香川県高松市松島町１丁目14番13―101号　ベウラ松島
債務者　相川　信男
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
香川県高松市屋島西町2283番地11　レオパレスニュー屋島205
債務者　三木　京子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁55番地１（ホワイトガーデン弐番館202）
債務者　片山　鉄貴
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７８号
香川県坂出市中央町４番24号
債務者　近藤　英嗣
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７９号
香川県丸亀市郡家町3654番地７
債務者　佐藤隆之介
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８０号
香川県坂出市福江町２丁目３番10号　エルディム山口204号
債務者　福森　淑美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８１号
香川県坂出市西庄町1685番地　八十場中団地13号
債務者　小山　　香（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１６７号
長崎県長崎市かき道５丁目３番11―101号
債務者　浦添　佳代
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
長崎県長崎市相生町12番５号　りんご館102号、旧住所長崎県長崎市南町15番15号
債務者　西嶌佳奈美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
長崎県大村市岩松町1056―１、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4544番地椿第１住宅403号室
債務者　大田　智和
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
長崎県大村市西大村本町758番地10　溝上ハイツ102
債務者　多賀　眞子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
長崎県諫早市福田町3116番地１　県住Ｂ１棟302号
債務者　福田　晴代
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係